

*統括防火管理者及び統括防災管理者の選任が必要となる対象物の「建物全体についての「消防計画作成例」です。必要に応じて内容を追加・削除して下さい。

第1章 総則

第1節 計画の目的及び適用範囲等

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条の2第1項及び消防法第36条第1項において読み替え準用する消防法第8条の2第1項に基づき、〇〇ビル全体の防火管理及び防災管理に必要な事項を定め、火災の予防及び火災、大規模地震、その他災害（以下「火災、地震等」という。）による人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この計画に定めた事項については、次の者及び部分に適用する。

- (1) 〇〇ビル内に勤務し、出入りする全ての者
 - ▲ (2) 〇〇ビルの防火管理及び防災管理上必要な業務（以下「防火・防災管理業務」という。）を受託している者
- 2 この計画を適用する場所の範囲は、〇〇ビル及び敷地内のすべてとする。

〔▲印付の文は、該当する場合に記載するものである。以下同じ。〕

(管理権原の及ぶ範囲)

第3条 管理権原の及ぶ範囲は、別図1「管理権原の及ぶ範囲」とおりとする。

なお、各事業所の消防計画においてもその範囲を明記するものとする。

- 2 各事業所の管理権原者は、防火管理及び防災管理の実態を把握し、防火管理者及び防災管理者（以下「防火・防災管理者」という。）に防火・防災管理業務を適切に行わせなければならない。

(災害想定)

第4条 この計画は大規模地震発生時（震度6強程度）における別表1「災害地点」にもとづく災害想定を行い作成したものであり、各事業所の防火・防災管理者は、消防計画の作成にあたっては、当該災害想定に対応した対策を行うものとする。

第2節 管理権原者の責務等

(管理権原者の責務)

第5条 各管理権原者は、この計画を遵守し、建物全体についての安全性を高めるように努め、次の事項について責務を有する。

- (1) 各管理権原者間の協議により、建物全体についての防火・防災管理業務を適正に遂行で

きる権原と知識を有するものを統括防火管理者及び統括防災管理者（以下「統括防火・防災管理者」という。）として選任（解任）すること。

(2) 統括防火・防災管理者に、建物全体について消防計画の作成その他〇〇ビル全体についての防火・防災管理業務を行わせること。

(3) 統括防火・防災管理者を選任（解任）した場合、消防機関へ届け出ること。

(4) 統括防火・防災管理者の届出等消防機関との連絡など防火・防災管理業務上必要な事項を行うとともに、相互に意思の疎通を図り、建物全体の安全性の確保に努めること。

(5) 建物全体についての防火・防災管理者業務の実施体制を確立し、維持すること。

(6) 火災、地震等が発生した場合、自衛消防活動の全般についての責任を共同して負うこと。

(7) 火災発生の情報を受けた場合、自衛消防組織の本部（防災センターに設置。以下「自衛消防本部」という。）の設置を統括管理者に指示すること。

▲ (8) 一部委託した防火・防災管理業務が確実に遵守されるように相互に協力すること。

〔法令上、統括防火・防災管理者の選任に係わる協議の方法は任意であることから、建物全体の防火・防災管理に関する協議を図る場合は、組織や会議等の設置が想定される。協議会が設置されている場合の例と関係条文を、以下に★印で示す。〕

★（協議会の設置）

第6条 〇〇ビルの建物全体についての防火・防災管理を行うため、別表2「共同防火・防災管理協議会構成表」の協議会構成員をもって、〇〇ビル共同防火・防災管理協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会の事務局は、〇〇株式会社〇〇に置くものとし、代表者（以下「会長」という。）及び統括防火・防災管理者の指示のもとで、協議会の事務を行う。

3 協議会の会長は〇〇株式会社代表取締役社長 〇〇〇〇とする。

4 副会長は、△△株式会社取締役社長 〇〇〇〇及び××株式会社取締役社長 〇〇〇とする。

5 会長は、各管理権原者と協議して、建物全体の防火・防災管理業務を適正に遂行できる者を統括防火・防災管理者として選任（解任）し、消防機関に届け出るものとする。

6 会長は、統括防火・防災管理者に建物全体についての消防計画の作成及び建物全体についての防火・防災管理業務を行わせるものとする。

7 会長は、各管理権原者（以下「協議会構成員」という。）と相互に意思の疎通を図り協議会の円滑な運営に努める。

8 副会長は、会長を補佐し会長が不在の場合は、その職務を代行する。

★（協議会の審議事項等）

第7条 協議会は、建物全体についての防火・防災管理業務を行うための基本的な次の事項について審議し、決定する。

(1) 協議会の設置及び運用に関すること。

(2) 協議会の代表者の選任に関すること。

(3) 統括防火・防災管理者に付与する建物全体についての防火・防災管理上の権限に関すること。

(4) 建物全体についての消防計画及び建物全体についての防火・防災管理上必要な事項に関すること。

(5) 建物全体についての消防計画と各事業所の消防計画との整合に関すること。

- 2 協議会の会議は、定例会及び臨時会とする。
 - (1) 定例会は、△月、△月の年2回開催する。
 - (2) 臨時会は、会長が必要と認めるときに開催する。
 - (3) 会長は、必要に応じて統括防火・防災管理者及び統括管理者を参加させるものとする。

▲（防火・防災管理委員会の設置等）

第8条 統括防火・防災管理者は、建物全体についての防火・防災管理業務の効果的な推進を図るため、防火・防災管理委員会を設け、建物全体についての消防計画の作成及び見直し等の調査・研究を行うものとする。

- 2 防火・防災管理委員会の構成は、別表3「防火・防災管理委員会構成表」のとおりとする。
- 3 防火・防災管理委員会は、次の事項について調査・研究するものとする。
 - (1) 防火・避難施設、消防用設備等の点検・維持管理に関すること。
 - (2) 自衛消防組織の運用体制・装備に関すること。
 - (3) 自衛消防訓練に関すること。
 - (4) 従業員などの教育訓練に関すること。
 - (5) その他防火・防災管理上必要なこと。
- 4 防火・防災管理委員会委員長は、会議を○月と○月に行い、次の場合、臨時に開催する。
 - (1) 社会的反響の大きい災害が発生したとき。
 - (2) 防火・防災管理者などからの報告、提案により必要と認めるとき。
 - (3) 本建物全体で火災・地震等が発生したとき。
- 5 統括防火・防災管理者は、防火・防災管理委員会の調査研究結果を各管理権原者に報告するとともに、必要に応じて建物全体についての消防計画の見直し等を行うものとする。

▲（防火・防災管理業務の委託）

第9条 建物全体についての防火・防災管理業務の一部を委託を受けて行う者（以下「受託者」という）は、この計画に定めるところにより、管理権原者、統括防火・防災管理者、統括管理者等の指示、命令の下に適切に業務を実施する。

- 2 受託社は、受託した建物全体について防火・防災管理業務について、定期的に統括管理者に報告するものとする。
- 3 受託者の建物全体についての防火・防災管理業務の実施範囲及び方法は、別表4「防火・防災管理業務委託状況表」のとおりとする。

第3節 統括防火・防災管理者、防火・防災管理者等の責務等

（統括防火・防災管理者の責務）

第10条 統括防火・防災管理者は、（〇〇会社〇〇 〇〇）とし、建物全体についての防火・防災管理業務実施についての、次の事項について責務を有する。

- (1) 地震発生時の被害想定に基づく建物全体についての消防計画の作成または変更に関すること。
- (2) この計画に基づき消火、通報及び避難などの訓練の定期的な実施及び建物全体の避難訓練に関すること。
- (3) 廊下、階段、避難口等の避難施設の維持管理に関すること。
- (4) 火災・地震等の災害発生時における建物全体の避難誘導、要救助者の救出等の共同自衛

消防組織の活動体制の維持に関すること。

(5) 火災、地震等の災害発生時における消防隊に対する建物構造等の情報提供及び消防隊の誘導等に関すること。

(6) この計画の管理権原者への周知に関すること。

(7) その他防火・防災管理上必要と認める事項に関すること。

- 2 統括防火・防災管理者は、建物全体についての防火・防災管理上必要な業務を行う場合、各事業所の防火・防災管理者に対して必要な事項についての指示することができる。
- 3 統括防火・防災管理者は、消防機関等に対するこの計画の届出、報告及び防火・防災管理業務に関する記録等の保管をしなければならない。
- 4 統括防火・防災管理者は、別表5「防火対象物実態把握表」により建物の実態を把握し、各事業所の防火・防災管理者との相互の連絡を保ち建物全体の安全性を確保に努めなければならない。

(防火・防災管理者の責務)

第11条 各事業所の防火・防災管理者は、統括防火・防災管理者の指示、命令を遵守するとともに、次に掲げる防火・防災管理上必要な事項について統括防火・防災管理者に報告する。

(1) 防火・防災管理者を選任（解任）したとき。

(2) 消防計画を作成または変更したとき。

(3) 統括防火・防災管理者から指示、命令された事項の結果。

(4) 防火対象物、防災管理対象物及び消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検を実施するとき。

(5) 用途及び消防用設備等・特殊消防用設備等を変更するとき。

(6) 内装の改修などの工事を行うとき。

(7) 大量の可燃物の搬入・搬出又は危険物及び引火性物品を貯蔵・取り扱うとき。

(8) 臨時に火気を使用するとき。

(9) 火気を使用する設備器具（以下「火気使用設備器具」という。）または電気設備の新設、移設、改修等を行うとき。

(10) 消防計画に定める消防機関への報告及び届出を行うとき。

(11) 防火・防災管理上の建物構造及び消防用設備等の不備欠陥が発見されたとき、または改修するとき。

(12) 防火・防災管理業務の一部を外部委託するとき。

(13) 催物を開催するとき。

(14) 消防計画に定めた訓練を実施するとき。

(15) その他防火・防災管理上必要な事項。

- 2 各事業所の防火・防災管理者は、この計画と整合を図り、事業所ごとの消防計画を作成し、防火・防災管理業務を行う。
- 3 各事業所の防火・防災管理者は、他の防火・防災管理者と相互に連絡を保ち、協力して防火・防災管理業務を推進する。

第2章 予防的事項

第1節 火災、地震等に対する共通事項

(防火・防災管理状況の把握)

第12条 統括防火・防災管理者は、各事業所の防火事業所の防火・防災管理者等と連携を図り、建物全体の防火・防災管理業務に必要な実態を別表6「予防管理表」により調査し、全体を把握するものとする。

(点検・検査)

第13条 防火対象物及び防災管理対象物並びに消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は、次による。

(1) 防火対象物及び防災管理対象物の法定点検

ア 防火対象物及び防災管理対象物等の法定点検は、〇〇の責任により行い、各事業所の占有部分は各事業所の管理権原者の責任により行う。

イ 統括防火・防災管理者及び当該事業所の防火・防災管理者は、法定点検に立ち会う。

(2) 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検

ア 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は〇〇の責任により行う。

ただし、事業所が独自に設置した消防用設備等・特殊消防用設備等は、当該設置事業所の責任により行う。

イ 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は、資格者又は点検設備業者(〇〇)に委託して、〇月と〇月の年二回実施する。

ウ 統括防火・防災管理者及び当該事業所の防火・防災管理者は、法定点検に立ち会う。

2 消防用設備等・特殊消防用設備等及び防火・避難施設等の自主検査は、次による。

消防用設備等・特殊消防用設備等の自主点検

ア 消防用設備等・特殊消防用設備等の自主点検は、定期的な法定点検(6か月ごとに1回)の合間に、おおむね2回以上行う。

イ 各事業所の占有部分に設置されている消防用設備等・特殊消防用設備等の自主点検については、各事業所は消防計画に定め行うものとする。

ウ 統括防火・防災管理者は、消防用設備等に特例が適用されている場合の特例適用条件の適否についても、合わせて実施しなければならない。

(2) 防火・避難施設等の自主検査等

ア 建物、避難施設、防火設備、排煙施設(設備)及び火気使用設備器具等の自主検査は、〇〇が別表8「防火・避難施設等自主検査チェック表(定期)」により定期的に行う。

イ 各事業所の占有部分の自主検査については、各事業所の消防計画に定め行うものとする。
なお、各事業所の自主点検の実施範囲には、各事業所が日常使用する廊下、階段等の避難上必要な施設も含めるものとする。

(消防用設備等の機能維持)

第14条 防火対象物、消防用設備等・特殊消防用設備等、防火・避難施設等の法定点検・検査及び自主点検・検査を実施した結果、不備欠陥又は改修する事項がある場合、各管理権原者の範囲により、統括防火・防災管理者又は防火・防災管理者は改修計画を策定する。

2 防火対象物、消防用設備等・特殊消防用設備等、防火・避難施設等の法定点検・検査及び自主点検・検査で発見された不備欠陥箇所の改修等は、改修計画に基づき各管理権原者の責任の範囲により行う。

(工事中の安全対策)

第15条 建物内の消防用設備等の改修工事、用途変更等及び催物の開催など不定期に行われる工事等において、関係法令適合の状況確認や工事中の火気管理棟の確認など防火・防災上の安全対策に関する事項は、この計画に定める事項を遵守するとともに、共用部分については統括防火・防災管理者、事業所の占有部分については各事業所の防火・防災管理者が工事中の安全対策を策定する。

2 統括防火・防災管理者は、複数の事業所にわたる増築、模様替え等の工事が行われる場合、当該工事を行う各事業所の防火・防災管理者で協議し「防火対象物工事等の届出書」を届出させるものとする。

3 統括防火・防災管理者、防火・防災管理者は、各事業所が行う用途変更・間仕切変更・内装等の変更工事等又は催物の開催など不定期に行われる工事等に関し、必要に応じて、工事・催物等の計画内容等の確認や現場確認を行い、関係法令の適合の確認や火気管理等の防火・防災上の確認を行うものとする。

▲ (内装制限等の遵守)

第16条 本建物において改修等で使用する内装材は、関係法令で定める仕様以上としなければならない。

2 本建物内で使用するカーテン、じゅうたん等は、防災物品としなければならない。

(避難経路図の掲示)

第17条 統括防火・防災管理者は、人命の安全を確保するため見やすい場所に、避難経路図を掲示するものとする。

(定員・収容人員の管理)

第18条 統括防火・防災管理者は、本建物内で催物等により、共用部分において臨時に混雑が予想される場合は、あらかじめ入場制限等の措置を講じるとともに避難経路の確保や避難誘導員の配置等が必要な措置を行う。

2 各事業所の防火・防災管理者は、用途区分毎に定められた定員を遵守するとともに定員を超えるような混雑が予想される場合は、掲示板、案内板、放送等により入場制限を行うものとする。

(休日・夜間等の対応)

第19条 統括防火・防災管理者は、休日・夜間等の建物内の状況を把握し、別表9「休日・夜間等の防火・防災管理体制」の防火・防災管理体制により対応するものとする。

2 各事業所の防火・防災管理者は、消防計画に事業所の休日・夜間等における防火・防災管理体制について定めるとともに、特異事項については、統括防火・防災管理者に報告する。

(関係機関との連絡)

第20条 統括防火・防災管理者は、各種報告・届出及び自衛消防訓練等について消防機関等と事前相談等連絡を十分に行い、防火・防災管理業務の適正な遂行に努めるものとする。

(防火・防災管理維持台帳への記録)

第21条 統括防火・防災管理者は、建物全体（各事業所の占有部分を除く）についての防火

上・防災管理業務の実施結果及び防火・防災管理業務に必要な書類等を取りまとめ、防火・防災管理維持台帳に編冊・整理及び保管しておく。

- 2 各事業所の管理権原者は、事業所の占有部分の防火・防災管理業務の実施結果及び防火・防災管理業務に必要な種類等を取りまとめて、防火・防災管理維持台帳に編冊・整理及び保管しておく。

第2節 火災に関する事項

(出火防止対策)

第22条 建物全体についての火気使用設備器具等、喫煙管理及び防火防止対策など出火防止業務に関する事項は、この計画に定める対策を遵守するとともに、共用部分については統括防火・防災管理者、事業所の占有部分については各事業所の防火・防災管理者が責任を持って行うものとし、各事業所の消防計画に定めるものとする。

(従業員等の遵守事項)

第23条 本建物内の従業員等が、火気を使用する場合及び防火・避難施設に対する遵守事項等については、各事業所の消防計画に定めるものとする。

(放火防止対策)

第24条 統括防火・防災管理者は、放火防止対策として、各事業所の消防計画に定めるほか、次の対策を推進する。

- (1) 死角となりやすい通路、階段室、洗面所等に可燃物を置かない。
- (2) 物置、ゴミ集積所等の施錠管理を徹底する。
- (3) 階段室、トイレ等死角となる場所の挙動不審者の監視を行う。
- (4) 監視カメラ等による死角の解消及び死角となる場所の不定期的な巡回監視を行う。
- (5) 夜間通用口における入館者チェックを徹底する。

(危険物品等の管理)

第25条 本建物内へは、原則として危険物品の持ち込みを禁止する。

ただし、本建物内への持ち込みが禁止されている危険物品の使用が申請等により認められた場合は、次の事項を遵守し、安全管理を行うものとする。

- (1) 危険物を貯蔵し又は取り扱う場所においては、火気を使用しないこと。
- (2) 危険物を貯蔵し又は取り扱う場所においては、常に整理・清掃を行うとともに、みだりに不必要なものを置かないこと。
- (3) 危険物がもれ、あふれ又は飛散しないようにすること。
- (4) 指定可燃物及び高圧ガス等の危険物品等については、それぞれの関係法令に基づき貯蔵・取扱うこと。
- (5) 定期的に点検し、その結果を記録保存し安全管理に活用すること。

(防火・避難施設等に対する管理及び遵守事項)

第26条 統括防火・防災管理者は、避難施設及び防火設備の機能を有効に保持するため、次の事項を徹底する。

- (1) 避難通路、避難口、廊下、階段その他の避難施設

- ア 避難の障害となる設備を設け又は物品を置かないこと。
- イ 床面は避難に際し、つまずき、すべり等を生じないよう維持管理すること。
- ウ 避難口等に設ける扉は、容易に解錠し開放できるものとし、開放した場合は廊下、階段等の幅員を有効に保持すること。

(2) 火災の延焼を防止するための防火設備

- ア 防火戸や防火シャッターは、常時閉鎖できるようにその機能を有効に保持し閉鎖の障害となる物品を置かないこと。
 - イ 防火戸や防火シャッターに近接して延焼の媒体となる可燃性物品を置かないこと。
- 2 各事業所の廊下、階段、避難口、避難通路の確保など避難上必要な施設等の維持管理に関する事項は、各事業所の消防計画に定めるものとする。
- 3 各事業所の防火・防災管理者は、避難施設、防火設備の役割を従業員等に十分認識させるとともに、定期的に点検、検査を実施し、施設、設備の機能確保に努めるものとする。

第3節 地震に関する事項

▲（建物等の耐震診断等）

- 第27条 統括防火・防災管理者及び防火・防災管理者は、建物・設備等の耐震診断を必要に応じて行い、建物、設備等の維持管理に努めるものとする。ただし、建物・設備等に不備、不整合がある場合は、速やかに管理権原者に報告し、改修を図るものとする。
- 2 統括防災・防火管理者及び防火・防災管理者は、地震が発生した場合は、想定震度以下であっても、地震後に点検・検査を実施し、安全の確認及び必要な措置を行う。
- 3 管理権原者は、建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修を図るものとする。

（収容物等の転倒・落下・移動防止措置）

- 第28条 統括防火・防災管理者は、建物全体の施設、設備・機器等の転倒・落下・移動防止措置を行う。
- 2 統括防火・防災管理者は、収容物等の転倒・落下・移動防止措置等の確認については、別表10「転倒・落下・移動防止措置等の自主点検チェック表（定期）」により建物等の自主点検に合わせ実施し、不備欠陥が発見された場合は、応急措置を行うとともに、改修計画を策定する。
- 3 各事業所内のオフィス事務機器、ロッカー、棚等の転倒・落下・移動防止措置等（金具による固定、飛散防止フィルムのガラスへの貼付等）及び安全対策については、各事業所の消防計画に定める。

▲（緊急地震速報の活用）

- 第29条 管理権原者は、緊急地震速報を活用するため必要な機器の設置に努めるものとする。

（ライフラインの途絶に対する予防措置）

- 第28条 統括防火・防災管理者は、地震時のライフラインなどが途絶する場合の予防措置として、次のことを行う。
- (1) 停電に備えて、自家用発電機、発動発電機、蓄電池及び携帯用照明器具等の確保を図るとともに平素からこれらの取扱要領を防火・防災管理者等に習得させておく。

- (2) ガスの供給停止に備えて、プロパンガス、カセットコンロボンベ、灯油、炭等の確保を図る。
 - (3) 断水に備えて、建物全体で保有する水量の把握とともに、生活用水の確保及びトイレ用具等の確保を図る。
 - (4) 通信不全に備えて、電話回線の複線化及び無線機、トランシーバー、拡声器等非常時の通信手段の確保を図るとともに平素からこれらの取扱訓練を行う。
- 2 防火・防災管理者は、ライフラインの途絶に備えて、非常用物品の確保について、各事業所の消防計画に定めるものとする。

(地域防災計画等との調整)

第30条 統括防火・防災管理者は、消防に係る法令等及び市町村等が作成・公表する地域防災計画、震災の被害予測、防災マップ等を定期的に確認し、建物全体について消防計画との整合性に努めるものとする。

- ▲2 管理権原者は、各管理権原者間の協議により、必要に応じ隣接建物等との応援協定を行い、防災管理対象物の存する地域の安全確保に努めるものとする。

第3章 応急対策的事項

第1節 火災、地震等に共通的事項

(自衛消防組織の編成等)

第31条 火災、地震等による人的又は物的な被害を最小限に止めるため、別記1「〇〇ビル共同自衛消防組織連絡協議会」により自衛消防組織に関する協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置し、共同の自衛消防組織を編成する。

- 2 自衛消防組織は、統括管理者が統括指揮する。
- 3 統括管理者は、自衛消防業務講習受講者等の法定資格者がその任にあたる。
- 4 自衛消防組織には、統括管理者不在時の任務の代行者（以下「統括管理者の代行者」という。）を定める。
- 5 自衛消防組織には、本部隊及び地区隊を編成するものとする。
- 6 本部隊には、指揮班、通報連絡（情報）班、初期消火班、避難誘導班、安全防護班、応急救護班を置き各班には班長を置く。各班に必要な人員は各事業所が分担する。
- 7 本部隊は、自衛消防本部を活動拠点とし、防災センター勤務員を本部隊に配置する。
- 8 地区隊は、各事業所の自衛消防組織の人員をもって編成し、その組織及び任務は、各事業所の消防計画に定める。
- 9 自衛消防組織の編成及び主たる任務は、別記1の8に基づき定める別表2「自衛消防組織の編成表」のとおりとする。

(自衛消防組織の活動範囲)

第32条 自衛消防組織の活動範囲は、原則として〇〇ビル全体とする。

- 2 隣接する建物等からの火災による延焼を阻止する必要がある場合は、本建物に設置されている消防用設備等・特殊消防用設備等を有効に活用できる範囲内とし、統括管理者の判断に基づき活動する。

(本部隊の任務)

第33条 本部隊は、連絡協議会で定める管理範囲内の火災等において強力なリーダーシップを発揮し初動対応及び全体の統制を行うものとする。

2 本部隊は、防災センター勤務員を中核として、次の活動を行うものとする。

(1) 本部隊の指揮班、通報連絡(情報)班は、本部員として自衛消防本部(防災センター)において統括管理者の指揮の補佐を行い、次の任務にあたる。

ア 自衛消防活動の指揮統制、状況の把握及び情報内容の記録

イ 消防機関への情報や資料の提供、消防機関の本部との連絡

ウ 在館者に対する指示

エ 関係機関や関係者への連絡

オ 消防用設備等の操作運用

カ 避難状況の把握

キ 地区隊への指揮や指示

ク その他必要な事項

(2) 本部隊の初期消火班、避難誘導班、安全防護班は、地区隊長の指揮のもとで現場員として火災等発生場所における任務にあたる。

(3) 統括管理者は、地区隊長が不在となった区域で火災等が発生した場合、現場に駆け付ける現場員のうち1名を指揮担当に指定し、その他の現場員の活動指揮にあたらせる。

(4) 現場員は、地区隊長が不在となった区域で火災等が発生した場合、統括管理者が指定した指揮担当の指揮下で、情報収集、初期消火、避難誘導、安全防護、応急救護の任務にあたる。

(地区隊の任務)

第34条 地区隊は、当該地区隊の管理する区域内の火災等において、当該地区隊長の指揮の下に初動措置を行うものとし、その活動は各事業所の消防計画に定める。

2 火災等発生場所を管理する当該地区隊以外の地区隊の活動は、統括管理者の命令により行うものとする。

(自衛消防組織の運用)

第35条 統括管理者は、自衛消防組織の基本編成による活動では困難と認められる場合は、本部隊・地区隊の各班の人員を増強又は移動するなどの対応により、効果的な自衛消防活動を行うものとする。

2 休日・夜間等における自衛消防活動体制は別表9によるものとし、火災等が発生した場合は、次の措置を行うものとする。

(1) 火災を覚知した場合は、直ちに消防機関に通報後、初期消火活動を行うとともに、建物残留者等の避難誘導を行う。

また、連絡協議会会長、統括防火・防災管理者、統括管理者、各事業所の防火・防災管理者等関係者に、別に定める緊急連絡網により急報する。

(2) 消防隊に対しては、火災発見の状況、延焼状況、建物の構造等の情報及び資料等を提供するとともに、火災現場への誘導を行う。

3 休日・夜間等に発生した火災等に対しては、在館中の事業所の従業員は協力するものとする。

(自衛消防組織の装備)

第36条 自衛消防活動要員等に必要な装備品等は、別表11「自衛消防活動装備品リスト」に定める。

- 2 本部隊の装備品は、防災センターなどに保管し、必要な点検を行い、常時使用できる状態に維持管理するものとする。
- 3 地区隊の装備品は、各事業所の消防計画に定める。

(指揮命令体系)

第37条 連絡協議会会長は、火災等発生を覚知した場合は、統括管理者に対し、防災センターに自衛消防本部を設置するよう指示するものとする。

- 2 統括管理者は、防災センターでの収集情報及び地区隊長の報告等を下に、自衛消防の組織の機能が有効に発揮できるよう早期に自衛消防活動体制を確保する。
- 3 統括管理者は、消防機関が到着したときは、自衛消防組織の活動状況、被災状況等の情報を提供するとともに消防機関の指揮下で協力を行うものとする。
- 4 防火・防災管理業務の一部を委託した事業者から派遣されている警備員等は、本部隊又は地区隊の下に行動するものとする。

第2節 火災に関する事項

(火災発見時の措置)

第38条 火災の発見者は、消防機関(119番)への通報及び防災センターに出火の場所、状況等を速報するとともに、周辺の者に火災を知らせるものとする。

- 2 防災センター勤務員は、自動火災報知設備の受信機に火災表示を認めるときは、直ちに係員を現場に派遣するとともに非常電話等で火災の状況を確認する。
- 3 防災センター勤務員は、火災を確認後、直ちに消防機関(119番)へ通報するとともに、統括管理者に報告し、必要により放送設備により周知する。
- 4 各事業所の通報連絡班は、出火場所、火災の状況等を防災センターに報告する。

(通報連絡)

第39条 本部隊の通報連絡(情報)班は、次の活動を行うものとする。

- (1) 現場確認者等から火災の連絡を受けた時は、直ちに119番通報する。
 - (2) 火災発生確認後、避難が必要な階の在館者への避難の放送を行う。
 - (3) 統括管理者、地区隊長及び関係者への火災発生連絡を行う。
 - (4) 避難が必要な階以外の階への火災発生及び延焼状況の連絡を行う。
 - (5) 情報収集内容の記録
- 2 地区隊の通報連絡(情報)班は、次の活動を行うものとする。
 - (1) 出火場所、火災規模、燃えているもの、延焼危険の確認
 - (2) 逃げ遅れ者、負傷者の有無及び状況の確認
 - (3) 消火活動状況、活動人員の確認
 - (4) 防火区画形成状況の確認
 - (5) 危険物品等の有無の確認
 - (6) 前(1)から(5)の情報の統括管理者及び地区隊長への報告
 - (7) 情報収集内容の記録

(消火活動)

第40条 本部隊の初期消火班は、地区隊と協力し、消火器又は屋内消火栓設備を活用して初期消火を行うとともに防火戸、防火シャッター等を閉鎖し、火災の拡大防止にあたる。

2 地区隊の消火活動は、初動措置に主眼をおき活動する。

なお、事故地区隊の担当区域外で発生した場合は、臨機の措置を行うとともに統括管理者の指示により行動するものとする。

(避難誘導)

第41条 本部隊の避難誘導班は、地区隊と協力し出火階及びその直上階（出火階が1階又は地階の場合は、1階及び地下階）を優先して避難誘導するものとする。

2 エレベーター・エスカレーターによる避難は、原則として行わないものとする。

3 避難誘導班は、非常口、特別避難階段附室前及び行き止まり通路等に部署する。また、忘れ物等を取りに戻るものないように万全を期するものとする。

4 避難誘導の開始の指示命令は、統括管理者が出火場所、火災場所、火災の程度、消火活動状況等を総合的に、かつ、短時間のうちに判断し責任を持って行うものとする。

5 避難誘導にあたっては、携帯拡声器、懐中電灯、警笛、ロープ等を活用して避難者に避難方向や火災の状況を知らせ、混乱の防止に留意し避難させなければならない。また、聴覚障害者、外国人等について担当者を指定して避難させるものとする。

6 避難放送にあたっては、早口をさげ落ち着いた口調で、同一内容を2回程度繰り返して行い、パニック防止に努めるものとする。

7 負傷者及び逃げ遅れ者等について情報を得たときは、直ちに自衛消防本部（防災センター）に連絡しなければならない。

8 避難終了後、人員点呼を行い、逃げ遅れた者の有無を確認し、自衛消防本部（防災センター）に報告するものとする。

9 地区隊の避難誘導班は、担当地区の避難者に対し、前各項に従い、誘導にあたるものとする。

(安全防護)

第42条 本部隊及び地区隊の安全防護班は、火災が発生した場合、相互に協力して排煙設備の操作を行うとともに防火戸、防火シャッター、防火ダンパー等の操作をおこなうものとする。

2 出火階の防火戸及び防火シャッターは、ほかの階に優先して閉鎖するものとする。

3 自動閉鎖式の防火戸であっても、自動閉鎖を待つことなく、手動で併催するものとする。

4 空調設備は、空調ダクトに火・煙が流入し、煙の拡散等危険性が拡大するので、原則として停止させるものとする。

5 危険物等消防活動に支障となる物件が、火災発生の現場の近くにある場合は、できるだけ除去するものとする。

6 エレベーター及びエスカレーターは、昇降路が煙道となる危険があるため、原則として停止するものとする。

7 消火活動終了後は、スプリンクラー制御弁を停止し、水損防止を行うものとする。

(救出救護)

第43条 本部隊の応急救護班は、救護所を消防隊活動等の支障のない安全な場所に設置するものとする。

- 2 本部隊及び地区隊の応急救護班員は、相互に協力して負傷者の応急手当を行い、救急隊と連絡をとり、病院に搬送できるように適切な対応を行うものとする。
- 3 応急救護班は、負傷者の所属する事業所名、氏名、年齢及び負傷箇所等必要な事項を記録するものとする。
- 4 逃げ遅れた者の情報を得た場合は、応急救護班は現場に急行し、特別避難階段附室等安全な場所へ救出するものとする。

(消防機関への情報提供)

第44条 本部隊は、自衛消防活動が消防機関に引き継がれ、消防隊の活動が効果的に行われるようにするため、次の活動を行うものとする。

- (1) 消防隊の進入経路及び特殊車等の停車位置の確保
- (2) 火災現場への誘導
- (3) 出火場所、延焼範囲、逃げ遅れ者の有無、避難誘導状況、消防活動上支障となるものの有無などの情報の提供
- (4) 自衛消防本部等の設置場所

第3節 地震に関する事項

▲ (緊急地震速報受信時の対応)

第45条 防災センター勤務員は、緊急地震速報を受信した場合は、次の活動を行うとともに総括管理者及び統括防火・防災管理者に報告する。

- (1) 避難口等の防火戸等の電気錠を開錠し、避難経路を確保する。
- (2) 人命の安全、被害の軽減及びパニックの発生防止のための在館者への緊急地震速報発表の放送等を行う。
- (3) 火気使用設備器具の担当者は、出火防止のため電源や燃料バルブ、ガスの元栓を遮断する。

(発生時の初期対応)

第46条 地震発生時は、揺れがおさまるまで身体の安全を図る。

2 初期情報の収集

同時多発する地震災害では、初期情報の収集がその後の活動の基本となることから次の活動を行う。

- (1) 情報は災害活動の拠点となる防災センターに一元化し収集する。
- (2) 防災センター勤務員は建物図面等の関係資料を準備する。
- (3) 防災センター勤務員は、総合操作盤、館内モニター、館内巡視員等から情報収集をする。
- (4) エントランス総合案内所、地下駐車場などからも広く情報収集する。

3 防災センター機器障害発生時の対応

防災センターの総合操作盤等の障害により、機器による情報収集ができなくなった場合は通報連絡(情報)員を増強し、建物内を巡回させ情報収集を行う。

4 安全情報の提供

防災センター勤務員は、揺れがおさまった後、早期に館内一斉放送を行い、在館者等の不安感等を和らげるための放送を開始する。

- (1) 建物内の被害状況等について逐次情報提供を行いパニックの発生防止に努める。
- (2) 負傷者情報を防災センターに提供するように呼びかける。

(3) 余震時による落下物等からの身体防護を呼びかける。

5 初期対応

(1) 火気使用設備器具の直近にいる者は揺れを感じたとき又は大きな揺れがおさまった後、電源や燃料バルブ、ガスの元栓を遮断する。

(2) 統括管理者は、在館者等の安全を確保するため次の内容を放送する。

ア エレベーターの使用禁止

イ エスカレーターの使用禁止

ウ 落下物からの身体防護の指示

エ 屋外への飛び出しの禁止

(3) 二次災害の発生を防止するため、建物、火気使用設備器具、危険物施設等について別表8に基づき点検を実施し、異常が認められる場合は、使用禁止等の応急措置を行う。

▲ (地震災害対策本部の設置)

第47条 連絡協議会会長である本部長(以下「本部長」という。)は、大規模地震が発生した場合の広範囲かつ長時間にわたる地震災害活動に対応するため、別記2「地震災害対策本部」を設置する。

2 地震災害対策本部の構成員は、連絡協議会構成員及び統括管理者とする。

3 地震災害対策本部の任務は、次のとおりとする。

(1) 被害状況及び活動状況の把握

(2) 自衛消防活動の総括及び支援

(3) 応急対策の決定

(4) 復旧計画の策定

(5) その他地震災害活動に関すること

4 地震災害対策本部の構成員の任務は、次のとおりとする。

(1) 本部長は、本部を統括するとともに、地震災害活動の最高指揮者として自衛消防組織の活動を統括するものとする。

(2) 副本部長は、本部長を補佐するとともに前項第2号から第5号の任務を担当するものとする。

(3) 統括防火・防災管理者は、本部の総括班長として本部の運営にあたりるとともに自衛消防組織の活動の支援を行うものとする。

5 地震災害対策本部の設置場所は、自衛消防本部とする。

(被害状況の確認)

第48条 統括管理者は、建物全体の被害状況及び活動状況に関する情報を収集し、一元的に管理する。

2 統括管理者は、地震災害対策本部へ被害状況及び活動状況について逐次報告する。

3 被害状況及び活動状況の把握

(1) 統括管理者は、各地区隊長からそれぞれの担当区域における被害状況及び活動状況について報告を受ける。

(2) 情報の優先順位は、負傷者、閉じ込められた者の発生状況、火災等二次災害の有無、建物構造等の損壊状況等とする。

(3) 統括管理者は、本部隊の通報連絡(情報)班を強化し、総合操作盤、館内監視カメラ、地下駐車場モニター、設備モニター等の機器情報及び館内巡回等による情報収集を強化する。

4 被害状況等の伝達

- (1) 統括管理者は、地区隊長に建物全体の被害状況及び各隊の活動状況等を伝達し、災害対応活動の円滑化を図る。
- (2) 統括管理者は、必要に応じて館内放送により建物の被害状況や活動状況等を伝達し、在館者等の不安解消を図る。
- (3) テレビやラジオ等からの情報を収集し、必要に応じて次の事項について館内放送で伝達する。
 - ア 帰宅困難者の発生に備えた交通機関の状況
 - イ 二次災害に備えた余震、津波等の発生危険

(救出救護訓練)

第49条 救出活動は、生存率の高い時間内に迅速かつ効率的に行う必要があり、消防機関の迅速な活動が期待できない場合は、地震災害対策本部が主体となって行う。

2 救出救護の原則

- (1) 救出活動現場で同時に火災が発生している場合は、原則として火災を制圧してから救出活動にあたる。
- (2) 救出活動は、人命の危機が切迫している人から救出する。

3 二次災害の防止

- (1) 救出活動では、要救助者及び救出作業者の安全を確保するための監視員を配置し、二次災害の発生防止に努める。
- (2) 救出活動では、不測の事態に備えて消火器や水バケツ等を準備する。
- (3) 救出活動でチェーンソーやエンジンカッター等の機器を使用する場合は、機器の取扱に習熟した者が担当する。

4 応援の要請

- (1) 地区隊長は、救出活動に際し、人手が不足する場合は、統括管理者に応援要請を行うとともに、周囲の人に協力を要請する。
- (2) 建築土木重機等が必要な場合は、協定した建設業者等に当該重機及び操作技術者等の派遣を要請する。

5 応急救護所の設置及び搬送

- (1) 本部隊の応急救護班は、大きな揺れがおさまった後、応急救護所を設置する。
- (2) 応急救護所は、避難等の障害とならない場所に設置する。
- (3) 応急救護班は、負傷者が発生した場合の応急手当を行うとともに、被害状況により緊急を要し、かつ消防機関の救急隊による搬送が期待できない場合は、地域防災計画に定める救護所、医療機関に搬送する。
- (4) 救出した人には、救出した場所、時間等を記入した負傷者カードを掲示し、救護活動を行う。

(エレベーター停止への対応)

第50条 統括管理者は、速やかに各エレベーターの停止位置を確認し、次の活動を行う。

- (1) 本部隊は、インターホンで各エレベーターに呼びかけを行い閉じ込められた者の有無について確認する
- (2) 閉じ込められた者が発生した場合は、速やかにエレベーター管理会社の緊急連絡先に連絡する。

(3) 閉じ込められた者の発生したエレベーターの停止位置を確認するとともに、インターホンで閉じ込められた者への呼びかけを開始し、エレベーター管理会社への連絡、その他地震の状況等を適宜連絡し、閉じ込められた者を落ち着かせる。

(4) エレベーター管理会社の行う「閉じ込め者発生時の救出訓練」等に参加し技術等を習熟した者がいる場合で、エレベーター管理会社の到着が著しく遅れる等緊急やむを得ない場合は、エレベーター管理会社の到着を待たずに救出活動を行う。

(5) エレベーター管理会社が到着した場合は、エレベーターの停止位置等の情報を伝達し、現場へ誘導する。

2 復旧対策等

(1) 停止したエレベーターは、安全確認が終了するまで使用禁止の措置を徹底する。

(2) 長周期地震によりエレベーターが停止した場合は、震度にかかわらず綿密な点検を行い、安全を確認する。

(3) 地震後の早期復旧についてエレベーター管理会社との連携体制等について確保する。

3 報告等

(1) 従業員等が、エレベーターに閉じ込められた場合は、インターホンで防災センターにその旨を連絡するとともに、負傷者の有無等について伝える。

(2) エレベーターの閉じ込めを発見した場合は、防災センターに報告する。

(地震による出火防止への対応)

第51条 地震による火災は、同時多発するとともに消火設備等の機能の低下により対応が困難となることから出火防止等を徹底する。

(1) 火気使用設備器具の直近にいる者は、地震を感じたとき又は大きな揺れがおさまった後、電源の遮断及び燃料バルブ、ガスの元栓の閉鎖等の出火防止を行う。

(2) ボイラー等火気使用設備の担当者は、燃料の自動停止装置の作動の確認及びバルブの閉鎖を行う。

2 初期消火

(1) 地区隊長は、担当区域内の出火危険箇所初期消火班を派遣し、早期発見・消火を行う。

(2) 複数の出火箇所がある場合の消火活動は、避難経路となる場所を優先して行う。

(避難施設・建物破損への対応)

第52条 統括管理者は、総合操作盤、館内モニター等からの情報、本部隊通報連絡(情報)班及び地区隊長等からの被害情報を総合的に判断し、安全な避難経路の選定を行う。

(1) 地区隊長は、揺れがおさまった後、安全防護班に担当区域内の避難口、廊下、避難階段等の防火戸、防火シャッター等の開閉状況を確認させ、安全な避難路を選定するとともに統括管理者に報告する。

(2) 統括管理者は、防火戸、防火シャッターの開閉等の機能障害を把握した場合は、代替の避難経路を選定し地区隊長に指示する。

(3) 火災が拡大し消火が困難となった場合は、避難者の避難完了を確認した後、防火戸及び防火シャッターを閉鎖し区画する。

2 スプリンクラー設備等の機能障害への対応

(1) スプリンクラー設備等の自動消火設備が作動しない場合は、周囲の人の協力を求め、消火器や水バケツを集結し消火にあたる。

(2) 統括管理者は、スプリンクラー設備からの不時散水状況を把握し、安全防護班に水損防

止の措置を行わせる。

3 安全区画の形成

- (1) 安全防護班は、防火戸、防火シャッターの自動閉鎖機能に障害が生じた場合は、手動操作により行う。
- (2) 地区隊長は、建物の損壊や収容物の倒壊等によって、防火戸、防火シャッターの閉鎖障害が生じ、安全区画を変更する場合は、区画内の避難者の確認及び統括管理者への報告を行う。

(ライフライン等の機能不全への対応)

第53条 ライフライン等の機能不全への対応については、本計画に定めるほか、各事業所の消防計画に定めるものとする。

2 停電への対応

- (1) 防災センター勤務員は、自家発電機設備の始動を確認するとともに館内放送で非常電源への切り替えについて放送する。
- (2) 自衛消防活動に必要な携帯用照明器具、懐中電灯、発動発電機、バッテリー等について確保する。
- (3) 地震後、常用電源が供給された場合の二次災害の防止のためブレーカー等の遮断を徹底する。
- (4) 長時間の停電に備えて自家発電機設備の燃料の補給を行う。

3 ガス供給停止への対応

- (1) ガス緊急遮断装置の作動の確認を行う。
- (2) 地震動によるガス配管等からの漏洩の点検を行う。
- (3) ガスの漏洩を発見した場合は、直近の遮断弁を閉鎖し、周囲の人を速やかに避難させ、火源（電灯、スイッチ等による引火爆発を含む）に注意して拡散させる。

4 断水への対応

- (1) 統括管理者は、給水弁を操作し、消火用水を確保する。
- (2) 飲料水は、貯水槽等の損壊等の被害状況を確認した後、給水する。
- (3) 災害活動の長期化にともなう生活用水等の確保については、時期を失することなく要請する。

5 通信障害への対応

- (1) 統括管理者は、防災センター、本部隊各班長、地区隊長との間に複数の連絡手段を確保する。
- (2) 電話による通信は、原則として緊急通信に限定し、従業員等の安否等については、災害伝言ダイヤル等を活用する。

6 交通障害への対応

- (1) 交通機関の運行状況に関する情報収集を強化する。
- (2) 道路の亀裂、陥没による通行止め情報の収集にあたる。
- (3) 交通障害が長期化するおそれが生じた場合は、早期に必要な物資等の応援要請を行う。

7 活動支援体制の強化

災害活動が長期化する場合は、地震災害対策本部の機能を強化し、自衛消防組織の要員の交代や日常生活物資の補給を行う。

(避難誘導)

第54条 統括管理者は、地震が発生した場合、パニック防止を図り、別図2「避難判断基準」に基づき避難するか、建物内に残留するかを判断する。

2 前項の規定によらず、防災関係機関から避難命令があった場合は、速やかに避難誘導を行う。

(避難命令の伝達)

第55条 避難に関する命令伝達は、視覚障害者、外国人等を考慮し、放送設備等を使用して行う。

(避難上の留意事項)

第56条 統括管理者は、地震時の避難については在館者等の混乱防止に努めるほか、次のようなものとする。

- (1) 建物の損壊危険等がある場合は、在館者等を屋外の安全な場所に避難させる。
- (2) 統括管理者及び地区隊長は、避難の指示を出すまで、在館者等を落ち着かせ、照明器具や棚等の転倒・落下・移動に注意しながら、柱の回りや壁際など安全な場所で待機させる。
- (3) 統括管理者は、全館一斉に避難する場合は、幼児・老人を優先し、避難者をブロックごとに分け、避難順を指定して行う。
- (4) 統括管理者は、避難を行う場合、地区隊長と連携し、各階の避難経路に避難誘導員を配置して行う。

2 一次退避場所への避難

- (1) 地区隊長は、事業所の天井の落下、収容物の転倒・落下・移動、火災が発生するなど危険が切迫した場合は、建物内の退避場所へ従業員等を退避させる。
- (2) 地区隊長は、傷病者等自力避難困難者に対しては、担当員を配置し、誘導させるなど一時対応を行う。
- (3) 地区隊長は、避難状況を統括管理者に連絡する。

3 避難場所への避難

火災の延焼状況及び建物の損壊・倒壊等の状況を判断し、危険が切迫しているときは、地域防災計画に定める避難場所へ避難誘導する。

- (1) 避難場所に誘導するときは、避難場所(〇〇町△丁目「××公園」)までの順路、道路状況、被害状況について質問する。
- (2) 避難する際は、車両等を使用せず全員徒歩とする。
- (3) 避難誘導にあたっては、拡声器やメガホン等を活用するとともに、避難者の先頭を最後尾に誘導員を配置する。
- (4) 避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。

(帰宅困難者対策)

第57条 帰宅困難者となるおそれのある従業員等に対する支援の確保及び情報の提供等については、本計画に定めるほか事業所の消防計画に定めるものとする。

2 統括管理者は、帰宅困難者に対し、次のことを行う。

- (1) 交通機関の運転状況及び道路等の被害状況の把握に努め、館内放送等を活用して従業員等に伝達する。
- (2) 地区隊長への帰宅困難者対策実施の指示
- (3) 帰宅困難者情報の関係機関への提供
- (4) 救護施設の設置指示と救援物資の支給

(5) 従業員や従業員の家族の安否情報の確認・連絡手段として通信機関の災害伝言ダイヤル等を活用した連絡体制を確立する。

(ライフライン、危険物等に関する二次災害発生防止)

第58条 統括管理者は、地震後の建物の使用開始及び復旧作業等に伴う災害発生を防止するため、点検・検査員及び安全防護員に次のことを行わせるものとする。

- (1) 火気使用器具及び電気設備等からの火災発生要因の除去又は使用禁止の措置を行う。
- (2) ガス配管等からの漏洩の有無のチェック、漏洩防止処置及び立ち入り禁止措置を行う。
- (3) 危険物品等からの火災発生要因の除去及び安全な場所への移動又は危険場所への立入禁止の措置を行う。
- (4) 消防用設備等の使用可否を把握するとともに、使用可能な消火器等を安全な場所に集結して管理する。
- (5) エレベーター、エスカレーター、空調設備等の稼働開始に伴う安全確認及び防護措置を行う。
- (6) 給水開始に伴う配管等の漏洩防止措置を行う。
- (7) 避難経路の確保及び建物内損壊箇所等の応急措置を行う。

(復旧作業等の実施)

第59条 統括防火・防災管理者及び事業所の防火・防災管理者は、復旧作業及び建物を使用再開するときは、十分に連携し、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 復旧作業に係る工事人に対する出火防止等の教育を徹底する。
- (2) 復旧作業に係る立入禁止区域を指定するとともに従業員等に周知徹底する。
- (3) 復旧作業と事業活動が混在する場合は、相互の連絡を徹底するとともに監視を強化する。
- (4) 使用再開にあたっては、通常と異なる利用形態となることから避難経路を明確にするとともに従業員等に周知徹底する。

第4節 警戒宣言等が発せられた場合の対策

(日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震発生時の対応)

第60条 統括管理者は、地震時の活動に関する一切の権限を持ち、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴う地震、津波に関する情報を覚知した場合は、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 本部隊の通報連絡(情報)班に、地震及び津波に関する情報の収集にあたらせること。
 - (2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生したことを各事業所の防火・防災管理者に伝達するとともに、当該施設内にその旨及び必要な措置について周知すること。
 - (3) 本部隊・地区隊の避難誘導班に、必要に応じ在館者等の避難誘導にあたらせること。
 - (4) 本建物内の従業員等を必要に応じ〇〇(例えば「〇号館前」など具体的に)に集合させ避難させること。
 - (5) 前号に掲げるほか、津波からの避難に支障がない範囲で、地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な措置を行わせること。
- 2 統括管理者の代行者は、統括管理者を補佐し、統括管理者に事故あるとき又は不在の時は、その職務を代理する。
- 3 従業員等は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴う津波警報等が発表されたとき又は地震が発生したことを覚知した場合は、直ちに統括管理者及び地区隊長にその旨を報告するもの

とする。

(その他の災害に対する対応)

- 第61条 従業員は、毒性物質の発散があった場合又は、発散のおそれを発見した場合は、統括管理者(本部・防災センター)に連絡するものとする。
- 2 統括管理者は、前項の情報を得た場合や原因不明で多数の死傷者等が発生した場合は、本部員に周囲の立入禁止措置を行い、従業員等を避難させる。
- 3 統括管理者は、第1項の情報を消防、警察等に連絡し、その指示に従うものとする。

第4章 教育訓練

第1節 教育

(各管理権原者の取組)

- 第62条 各管理権原者は、自らの防火・防災管理に関する地域と認識を高めるため、防火・防災に関するセミナー、建物全体で実施する講演会、自衛消防訓練等に参加し、各協議会構成員との情報交換等を行い建物全体の安全・安心の確保に努めるものとする。
- 2 各管理権原者は、事業所の防火・防災管理者等及びその他の防火・防災管理業務に従事する者の防火・防災教育について計画的に実施し、防火・防災意識と災害対応力の向上を図るものとする。

(防火・防災管理者の教育)

- 第63条 統括防火・防災管理者及び各事業所の防火・防災管理者は、消防機関等が開催する各種講習会や研究会に参加し防火・防災管理に関する知識・技術の向上に努める。
- 2 統括防火・防災管理者は、各事業所の防火・防災管理者等の防火管理者等の防火・防災意思の高揚のための講習会及び研究会等を行う。

(自衛消防組織の要員に対する教育)

- 第64条 統括防火・防災管理者は、本部隊の自衛消防業務に従事する者への教育の実施計画を作成し、個人・集合・部分教育等を実施し記録しておくものとする。
- 2 地区隊の自衛消防業務に従事する者への教育は、各事業所の防火・防災管理者がそれぞれの消防計画に定め実施するものとする。
- 3 本部隊の班長への教育については、自衛消防業務講習を受講させるものとする。
- 4 本部隊の班長以外の自衛消防組織の要員については、法定資格を努めて取得するように指導するものとする。

(統括管理者等の資格管理)

- 第65条 統括防火・防災管理者は、本部隊の自衛消防業務に従事する者の受講状況を把握し、別表12「自衛消防業務講習資格者管理表」により管理し、計画的に受講させるものとする。

(従業員等の教育)

- 第66条 各事業所の従業員等に対する防火・防災教育については、各事業所の消防計画に定め

るものとする。

(防火・防災教育担当者への教育)

第67条 統括防火・防災管理者は、事業所の防火・防災教育に従事する者に対し、次の防火・防災教育を行う。

- (1) ○○ビル全体についての消防計画に周知徹底
- (2) 各事業所の責任範囲とその業務
- (3) 自衛消防組織の編成とその任務
- (4) 消防用設備等・特殊消防用設備、防災設備等の機能及び取扱要領
- (5) 防災センターの役割とその重要性
- (6) 地震対策に関する事項
- (7) 警戒宣言が発せられた場合の応急措置対策等に関する基本事項
- (8) その他防火・防災管理上及び自衛消防活動上必要な事項

第2節 訓練の実施

(従業員の訓練)

第68条 統括防火・防災管理者及び統括管理者は、各事業所の従業員等を対象とし、火災、地震等が発生した場合、迅速かつ的確な所定の行動ができるよう、次により訓練を定期的に行うものとする。

- (1) 総合訓練
- (2) 部分訓練
 - (ア) 通報訓練
 - (イ) 消火訓練
 - (ウ) 避難訓練
 - (エ) 救出救護訓練
 - (オ) 安全防護訓練
 - (カ) その他 NBC 等に伴う災害に係る対応訓練
- (3) その他の訓練
 - (ア) 建物平面図、配置図、設備図等を使用し、災害を想定した図上訓練
 - (イ) 自衛消防活動に供する設備機器及び装備等の取扱訓練
- (4) 訓練の実施時期等
 - (ア) 訓練の実施時期

訓練の種別	実施時期	備考
火災を想定した訓練	月及び 月	通報・消火・避難の訓練の要素を取り入れた総合訓練を実施する。
地震を想定した訓練	月及び 月	避難の訓練を主体とした総合訓練を実施する。
部分訓練等	月及び 月	通報・消火・避難の訓練を必要に応じ、個別に実施する。

- (イ) 統括管理者は、訓練指導者を指定して実施するものとする。
- (ウ) 訓練参加者は、自衛消防組織を含む全ての従業員とする。

(訓練時の安全対策)

第69条 統括管理者は、訓練時における訓練参加者の事故防止等を図るため、訓練実施前、訓練実施中、訓練実施後安全管理実施を実施するものとする。

(自衛消防訓練実施結果の検討)

第70条 統括防火・防災管理者は、自衛消防訓練終了後、直ちに訓練結果について検討会を開催する。

なお、検討会には原則として訓練に参加したものが出席するものとする。

- 2 統括防火・防災管理者は、検討結果を別表13「自衛消防訓練実施結果記録書」に記録・保管し、以後の訓練に反映させるものとする。
- 3 統括防火・防災管理者は、検討結果を基に防火・防災管理委員会に報告するものとする。

(自衛消防訓練の通知)

第71条 統括防火・防災管理者は、自衛消防訓練を実施しようとするときは、あらかじめ所轄消防署へ通知するものとし、実施日時、訓練内容等について事業所の防火・防災管理者等に周知徹底するものとする。

雑則

▲(経費の分担)

第72条 この計画に定める事業のうち経費を必要とするものを行うときは、その都度、各管理権原者と協議し、経費の分担を定める。

附則

この計画は、令和 年 月 日から施行する。